

当初の基本方針案からの修正箇所及び今後の策定スケジュール

1 前回会議(R4. 11. 9)における委員の皆様からの御意見

(1) 基本方針(案) P1 趣旨

- ・ 施設管理という面でいえば、多くの市民に利用してもらう必要があると思うが、行革の立場と利用者増の立場と、どちらの立ち位置でこの方針を策定するのか。  
 第一義的に、新市合併して16年経つことから、料金設定の基本的な考え方を定めたいということであれば、基本方針の趣旨に加えてはどうか。

【修正前】

これまで、法令等で定められているものを除く公の施設の使用料・利用料金については、市内又は他自治体の類似施設の料金を参考に設定し、施設設置時から使用料・利用料金の見直しが行われないまま長年据え置かれてきた施設が多くを占めています。

これは、・・・施設を利用する人としない人との負担の公平性を確保することが必要です。

この『上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針』(以下「基本方針」という。)は、使用料・利用料金を徴収して提供する本市の行政サービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、受益者負担の原則に・・・として策定したものです。

【修正後】

これまで、法令等で定められているものを除く公の施設の使用料・利用料金については、市内又は他自治体の類似施設の料金を参考に設定しておりますが、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、全市的な使用料・利用料金の見直しを行っておりません。

これは、・・・施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保することが必要です。

この『上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針』(以下「基本方針」という。)は、「新上田市」における統一的な使用料・利用料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、受益者負担の原則に・・・として策定したものです。

(2) 基本方針(案) P2 (1) 負担の公平性

- ・ 「施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要が・・・」  
 ⇒「人を方に代えた方が良いのではないか」  
 ⇒「受益者負担の原則という言葉を入れた方が良いのではないか。」

【修正前】

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

【修正後】

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、受益者と受益者以外の方との負担の公平性を確保する必要があります。(受益者負担の原則)

(3) 基本方針(案) P2 (2) 算定方法の明確化

- 「料金の算定は、それぞれの施設に係る経費を基礎とし、・・・」  
⇒「料金の算定は、それぞれの施設に係る経費を基礎とし、」のところに、算定に用いる  
数値、費用を入れていただければわかりやすくなるのではないかと。

【修正前】

料金の算定は、それぞれの施設に係る経費を基礎とし、各施設で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

【修正後】

料金の算定は、**人件費や物件費、維持補修費など**それぞれの施設に係る経費を基礎とし、各施設で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

(4) 基本方針(案) P3 3 対象とする受益者負担金

- 対象となる施設と対象にならない施設を、表にして示しておく方が良いと思う。

【修正前】

(なし)

【修正後】

- 基本方針(案) P7に「(2) 負担割合の基準の適用を除外する施設」を追加

施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、母子福祉施設、デイサービスセンター</li> <li>・ 福祉住宅、病院、霊園、公営駐車場、宿泊施設、森林公園、都市公園、公営住宅</li> <li>・ 文化ホール、美術館、博物館、污水处理施設</li> </ul>

- 基本方針(案) P8に「(3) 施設別の受益者負担割合」を追加

分類	施設
<b>【A】</b> 市費負担 100% 受益者負担 0%	障害者福祉施設
	高齢者・老人福祉センター
	同和対策共同作業所、同和対策農業近代化施設
	リサイクル施設
	農村広場等
	勤労者福祉施設
	小学校、中学校、図書館
	子育て支援施設
	児童館、児童センター、保健センター
<b>【B】</b> 市費負担 50% 受益者負担 50%	福祉センター、市民センター
	同和地区集会所、解放会館
	保健センター（調理実習室等）
	生産販売施設等
	森林公園、森林センター、情報センター
	商工業振興施設
	勤労者福祉施設
	地域振興施設(会議室等)
	生涯学習センター
公民館、体育施設	
<b>【C】</b> 市費負担 0% 受益者負担 100%	温泉施設、レクリエーション施設
	地域振興施設

(5) 基本方針(案) P7 5 受益者負担割合について (1) 料金の受益者負担割合

- ・ P7の「公共性」という文言を「市場性」と「非市場性」に置き換えた方がわかりやすいのではないかと思うがどうか。

【修正前】

(1) 料金の受益者負担割合

ア 施設の性質的分类

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、料金の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を次の二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定します。

分類区分		説明
【公共性】	高い ↑ ↓ 低い	公共的サービス 収益性が低く、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
		市場的サービス 収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている（提供が可能な）サービス
【必要性】	高い ↑ ↓ 低い	必要的サービス 日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるサービス
		選択的サービス 生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、個人により必要性は異なるサービス

【修正後】

(1) 料金の受益者負担割合

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、料金の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と市費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を公益性、私益性・市場性の度合いで分類し、負担割合を設定します。

度合い	分類	負担割合	説明
【公益的】 ↑ ↓ 【私益的・市場的】	【A】	全額市費負担 (市費負担 100% 受益者負担 0%)	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるものの、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	【B】	受益者と市費で負担を折半 (市費負担 50% 受益者負担 50%)	社会教育や体育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスであるが、利用者が限定されるなど公益・私益の両方の性質を併せ持つサービス
	【C】	全額受益者負担 (市費負担 0% 受益者負担 100%)	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている（提供が可能な）サービス

(6) 基本方針(案) P8 5 受益者負担割合について (1) 料金の受益者負担割合

【修正前】

ウ 施設の性質的負担割合

		必要性	
		高い(必要的)	低い(選択的)
公共性	高い(公共的)	<b>【A】</b> 市費負担 100% 受益者負担 0% 子育て支援センター 高齢者福祉センター等	<b>【B】</b> 市費負担 50% 受益者負担 50% 公民館 文化会館 スポーツ施設等
	低い(市場的)	<b>【C】</b> 市費負担 50% 受益者負担 50% コミュニティー施設 会議室(貸室)等	<b>【D】</b> 市費負担 0% 受益者負担 100% 温泉施設 霊園 遊戯施設等

※ この分類を基本として受益者負担率を設定しますが、施設の設置目的や機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、適正な受益者負担率を設定することとします。

【修正後】

(3) 施設別の受益者負担割合

分類	施設
<b>【A】</b> 市費負担 100% 受益者負担 0%	障害者福祉施設
	高齢者・老人福祉センター
	同和対策共同作業所、同和対策農業近代化施設
	リサイクル施設
	農村広場等
	勤労者福祉施設
	小学校、中学校、図書館
	子育て支援施設
<b>【B】</b> 市費負担 50% 受益者負担 50%	児童館、児童センター、保健センター
	福祉センター、市民センター
	同和地区集会所、解放会館
	保健センター(調理実習室等)
	生産販売施設等
	森林公園、森林センター、情報センター
	商工業振興施設
	勤労者福祉施設
地域振興施設(会議室等)	
<b>【C】</b> 市費負担 0% 受益者負担 100%	生涯学習センター
	公民館、体育施設
<b>【D】</b> 市費負担 0% 受益者負担 100%	温泉施設、レクリエーション施設
	地域振興施設

## 2 市民意見募集手続(11/16~12/15)における市民の皆様からの御意見

### 上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針(案) P12

#### ※1 「公共的団体等」について

##### 【修正前】

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている。(行政実例 S24. 1. 13 自発第 37 号自治課長回答、S34. 12. 16 自丁行発第 175 号行政課長回答)

- ・ 設置について市町村の意思が関与（補助）しているもの  
例：自治会など
- ・ 市町村の区域を以て設置する旨の法的根拠があるもの  
例：社会福祉協議会、商工会など
- ・ 市町村の事業に大きく関与しているもの  
例：観光協会、体育協会、文化団体など

##### 【修正後】

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている。(行政実例 S24. 1. 13 自発第 37 号自治課長回答、S34. 12. 16 自丁行発第 175 号行政課長回答)

- ・ 設置について市町村の意思が関与（補助）しているもの  
例：自治会など
- ・ 市町村の区域を以て設置する旨の法的根拠があるもの  
例：社会福祉協議会、商工会など
- ・ 市町村の事業に大きく関与しているもの  
例：観光協会、体育協会、文化団体、社会教育関係団体など

### 3 今後の策定スケジュール

#### (1) 住民説明会の開催

パブリックコメントにおいて、施設利用者への説明が必要であるとの意見が多数見受けられ、それらに対する丁寧な対応が必要であること、また、受益者負担の考え方とともに公共施設マネジメントの必要性についても説明する必要があることから、公民館の利用者団体だけでなく、広く意見を聞くため、9つの公民館を会場に住民説明会を開催する予定。

#### (2) 策定スケジュール

